**第73回国民体育大会冬季大会スキー競技会**

**参加選手・監督【交代（変更）届・棄権届】※いずれかに○**

※手続きにあたっては、次ページの留意事項を参照すること。

**１　参加申込選手**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 競技名 |  | | 種別 |  | 部・種目別 |  |
| 参加申込選手 | |  | | | | |

**２　交代（変更）・棄権の理由**

|  |
| --- |
|  |

**３　交代（変更）※棄権の場合は記入不要**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | | | | 生年月日 | | | | 年　　月　　日生（　　歳） | | |
| 氏　名 |  | | | |
| 所属区分※１ | |  | 所属の所在地※２ | | |  | | | | | |
| プログラム記載用所属 | | |  | | | | | | | | |
| 第71回大会  参加都道府県 | |  | | 第72回大会  参加都道府県 | | | |  | | 例外適用  ※３ |  |
| 全日本スキー連盟  登録の有無 | | 有　・　無 | | 有の場合  登録番号等 | | | |  | | | |
| その他の必要事項  ※監督の交代（変更）の場合は公認スポーツ指導者登録番号 | | | | | | |  | | | | |

※１　第73回大会（都道府県予選会、ブロック大会）所属都道府県について、次のいずれかを選　　択して参加したかを記入。

成年種別　　ア　居住地を示す現住所　　イ　勤務地　　ウ　ふるさと

少年種別　　ア　居住地を示す現住所　　イ　「学校教育法」第１条に規定する学校の所在地

　　　　　　ウ　勤務地

※２　所在地は、市区町村名まで記入。ふるさとを選択した場合には「卒業学校名」を記入。

※３　今回（第73回大会）と第72回大会（不出場の場合は第71回大会）の参加都道府県が異な　　る場合のみ記入。［１．新卒業者　　２．結婚又は離婚　　３．ふるさと（成年）

　　　　　　　　　　　４．一家転住（少年）　　５．東日本大震災に係る特例］

平成　　年　　月　　日

(公財)全日本スキー連盟会長　殿

第73回国民体育大会冬季大会新潟県実行委員会会長　殿

　　　　　　　　　体育（スポーツ）協会

　会長（代表者）　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　協会・連盟

　会長（代表者）　　　　　　　　　　印

**第73回国民体育大会冬季大会競技会スキー競技会**

**参加選手・監督交代（変更）・棄権手続きにあたっての留意事項**

**１　交代（変更）手続**

特別な事情で選手又は監督を交代（変更）する場合には、次の手続きを行うこと。ただし、交代（変更）を認めるか否かについては、公益財団法人全日本スキー連盟（以下「 全日本スキー連盟 」という。）の判断による。

(1) スキー競技実施要項を参照し、交代（変更）する選手又は監督の参加資格を確認した上で、交代（変更）届に必要事項を記入し、所定の提出期限までに、全日本スキー連盟及び第73回国民体育大会冬季大会新潟県実行委員会（以下「新潟県実行委員会」という。）事務局宛に提出すること。

(2) 全日本スキー連盟提出用には、同連盟に確認の上、診断書等必要書類を添付すること。また、新潟県実行委員会にも写しを送付すること。

(3) 交代（変更）届提出時に公印（会長印等）を捺印し提出することが困難な場合には、当該都道府県選手団連絡責任者※１と当該選手・チームにおける監督の署名及び捺印による提出を認める。

(4) その他、競技により別に定める事項がある場合はそれに従うこと。

**２　棄権手続**

　　参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合に　は、次の棄権手続きをとること。

(1) 当該選手又は監督は、所属都道府県の連絡責任者へ連絡すること。連絡を受けた都道府県連絡責任者は、棄権届に必要事項を記入し、スキー競技会責任者※２宛に指定のFAX番号へFAXにて提出すること。

　　　なお、原本は提出後必ず保管し、下記３に従い、後日、公益財団法人日本体育協会へ提出すること。

(2) 棄権届提出時に公印（会長印等）を捺印し提出することが困難な場合には、当該都道府県選手団連絡責任者の署名及び捺印による提出を認める。（当該選手・チームにおける監督の署名及び捺印は不要）

(3) 全日本スキー連盟への診断書等の添付は不要。

(4) その他、競技により別に定める事項がある場合はそれに従うこと。

**３　大会終了後の手続**

　　大会終了後、都道府県体育（スポーツ）協会並びに全日本スキー連盟は次の手続きを行うこと。

(1) 都道府県体育（スポーツ）協会は、大会終了後通知される公益財団法人日本体育協会の案内に従い、交代（変更）手続き後の参加申込み情報の修正を行うこと。ただし、棄権手続きの場合、参加申込み情報の修正は不要。

(2) 大会終了後２週間以内に、次のものを公益財団法人日本体育協会に提出すること。

　　ア　全日本スキー連盟は、棄権届（写し）

　　イ　都道府県体育（スポーツ）協会は、棄権届（原本）及び棄権届提出一覧

※１　「都道府県選手団連絡責任者」は、公益財団法人日本体育協会が大会開催前に各都道府県体育（スポーツ）協会に対し照会を行い、取りまとめの上、全日本スキー連盟に通知する。

※２　「競技会責任者」及び「指定FAX番号」は、公益財団法人日本体育協会が大会開催前に全日本スキー連盟に対し照会を行い、取りまとめの上、都道府県体育（スポーツ）協会に通知する。